

ひばりヶ丘行政区運営規約

平成 22 年 3 月 20 日行政区総会

(目的)

第 1 条 この規約は、ひばりヶ丘行政区（以下「行政区」という）の運営に必要な組織を定め、もって円滑な行政区の運営を図るとともに、行政区住民の相互の親睦と、明るく安全な生活環境づくりに資することを目的とする。

(組織)

第 2 条 行政区の組織は、行政区内の一丁目、及び二丁目に居住する住民（以下「区民」という）で構成する。

(運営の基本理念)

第 3 条 行政区は、区民の個性と自主性を尊重し、区民の総意を前提として、民主的に運営されなければならない。

(事業及び会計年度)

第 4 条 事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務所)

第 5 条 行政区の事務所は、ひばりヶ丘ふれあいセンターに置く。

(役員の定数等)

第 6 条 行政区には、次の役員を置き、行政区及びみよし市が計画する各種事業に参加し、その任務に当たるものとする。

- ア 区長 1 名
- イ 区長代理 2 名
- ウ 会計 1 名
- エ 評議員 一丁目地区は 8 名、二丁目地区は 18 名とする。

(役員の選出)

第 7 条 前条に定める役員は以下の方法により選出し、総会の議決を持って決定する。

- (1) 区長は、区長選出委員会を発足させて、別に定める区長選出の内規にしたがって区長候補者を選出する。
 - (2) 区長代理は、評議員とは別に、一丁目地区と二丁目地区から 1 名ずつ選出する。
 - (3) 会計は、一丁目地区から選出する。
 - (4) 評議員は第 2 項による選出母体の区民の持ち回りから選出する。
- 2 評議員は、一丁目地区は A 棟、B 棟、C D E 棟、F 棟、G 棟、H 棟、I 棟及び J 棟から各 1 名を選任し、二丁目地区は 1・2 3 番地、2・3 番地、4 番地、5 番地、6 番地、7 番地、8 番地、9・1 0 番地、1 1 番地、1 2 番地、1 3・1 4 番地、1 5・2 5 番地、1 6 番地、1 7 番地、1 8・1 9 番地、2 0 番地、2 2 番地及び 2 4 番地から各 1 名を選出する。

(役員の任務)

第 8 条 区長は、行政区における業務のすべてを掌理する。

- 2 区長代理は、区長の行う業務を補佐し、区長に事故あるときは、その業務を代行する。
また、1 名は会議の記録を行い、1 名は、会議の議長を務めるものとする。
- 3 区長代理に事故あるときは、その業務を代行する区長代理補佐を選任できる。

- 4 会計は、区費の収納等行政区の金銭出納に係る会計事務を担当する。
- 5 評議員は、各地区の代表として、管轄する区民への諸事項の伝達・広報、各種取りまとめ、区民からの意見を聴取すること、及び区長が招集する役員会議において議事を審議し決定する。
- 6 役員は行政区及びみよし市が計画する各種事業に積極的に参加し、その任務に当たるとともに、区長の招集する役員会議に出席し、議事を審議し決定する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年、その期間は、第4条の事業及び会計年度と同じとし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合の後任役員任期は前任役員残任期間とする。

(役員会議)

第10条 役員会議は、区長が役員を招集して行う会議とする。

- 2 役員会議は、役員3分の2以上(委任を含む)の出席をもって成立するものとする。
- 3 区長は役員会議での審議のために、役員以外の区民に会議等の出席を要請することができる。
- 4 役員会議は、次の事項について審議および議決を行う。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない区務および執行に関する事項

- 5 役員会議の議長は区長代理がこれにあたる。

(相談役)

第11条 前区長をもって区の相談役とすることができる。ただし、本人が辞退した場合はこの限りでない。

- 2 相談役は、区長の要請により役員会議等に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第12条 行政区の総会は、定期総会と臨時総会とする。総会は区長が招集する。

(総会の開催)

第13条 定期総会は毎年3月に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 区長が必要と認めたとき。
 - (2) 第6条に定める役員過半数から、会議の目的を示して請求があったとき。
 - (3) 世帯数の過半数から、会議の目的を示して要求があったとき。

(総会の定数)

第14条 総会は各世帯1名の代表者でもって構成し、過半数の出席によって成立する。

ただし、委任状の提出があった場合には、これを出席したものとみなす。

(総会の審議事項)

第15条 総会は、次の事項の審議および議決を行う。

- (1) 役員選出
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 事業報告及び決算
- (4) その他の行政区運営に関する重要事項

(総会議長)

第16条 総会の議長は、役員の中から互選により選出する。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席者の過半数でもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(運営部の設置)

第18条 行政区の事業を円滑に達成するために、次の運営部を置く。

- (1) 防犯・防災部—区民の生命と財産の保全を守る防犯・防災活動に関すること
- (2) 文化部—文化祭、生涯学習、いいじゃん祭りなど文化事業の企画と推進に関すること
- (3) 体育部—町の体育祭など体育事業の企画と推進に関すること
- (4) 環境・福祉部—清掃、植栽、敬老、福祉など生活環境に関すること
- (5) 事業推進部—夏祭り、及びコミュニティー活動などの企画と推進に関すること
- (6) 広報部—ひばりヶ丘だより発行などの広報活動に関すること

2 (1)~(5)の運営部には部長、副部長、書記、会計を置く。これらの役員は、運営部委員の互選により選任される。

3 評議員は、いずれかの運営部に属して部長を補佐し、事業を担当する。

4 各部会は、事業の円滑な達成のため、前年度の事業担当者の出席を依頼することができる。

(区費)

第19条 行政区の運営は、区費、補助金、手数料、寄付金等の収入をもって、これに充てる。

2 区費は1世帯あたり、月額500円とする。

3 年度途中の転入世帯については、転入の月から徴収する。

4 納入された区費は原則として返却しない。ただし、区外転出の届出があれば転出する月分以降の前払い分を返却する。

5 世帯が3か月以上にわたって、その持ち家を不在にする場合、届出があればその期間の区費を免除する。

6 必要なときは総会の議決を経て、臨時区費を徴収することができる。

(会計監査)

第20条 区長は、評議員の中から会計監査委員2名を選任する。

2 監査委員は年度末に会計監査を行い、その結果を役員会において報告するとともに、総会において承認を得るものとする。

3 監査委員の任期は1年とし、その期間は第4条の事業及び会計年度と同じとする。

(事務員)

第21条 ひばりヶ丘ふれあいセンターに事務員を置くことができる。

2 事務員の任免、待遇等については、役員会で定める。

(雑則)

第22条 この規約で定めるもののほか、必要な事項は、役員会の審議を経て決定するものとする。

附則

1 この規約は、平成22年3月20日から施行する。

2 平成21年3月6日付け「ひばりヶ丘行政区運営規約」は平成22年3月19日をもって廃止する。

ひばりヶ丘行政区運営細則

平成17年2月25日役員総会

(目的)

第1条 この細則は、行政区運営のための細部を定めることを目的とする。

(弔慰規定)

第2条 行政区における弔意については、次のとおりとする。

- (1) 区民の告別式には、行政区の代表として、区長が参列する。
- (2) 区民が逝去した場合の弔慰は、5,000円とする。
- (3) 該当者がある場合は、評議員経由で区長に連絡する。

(帳簿の保存管理)

第3条 行政区の帳簿等の保存期間については、次のとおりとする。

帳簿の名称	保管責任者	保存期間
行政区の財産に関する綴	区 長	永 久
区 民 台 帳	区 長	永 久
行政区規約，細則等綴	区 長	永 久
区長会，区長協議会綴	区 長	10 年
予 算 関 係 綴	会 計	10 年
総 会 等 議 事 録	区 長	10 年
役 員 会 議 事 録	区 長	5 年
雑 件 綴	事 務 員	3 年

* 転出者の区民台帳は区外への転出後、保管期間を5年とする。

(改廃)

第4条 この運営細則を改廃する場合は、総会において出席者の過半数の同意を必要とする。

附則

- 1 この規約は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月5日付け「ひばりヶ丘行政区運営細則」は廃止する。

ひばりヶ丘行政区 区長選出内規

平成22年3月20日 行政区総会

ひばりヶ丘行政区区長の選出については、ひばりヶ丘行政区運営規約第7条に基づき以下に定めるように区長候補を選出する。

1 区長選出委員会

- A 選出委員会は、2丁目区長代理が委員長になり、次年度に区長を選出する予定地域の評議員が委員となる。
- B 委員長は必要に応じて区民の中から委員を追加招集できる。
- C 区長の任期満了6ヶ月前までに区長選出委員会を発足させ、相互に協力協議の上、3ヶ月前までに区長候補を選出し、役員会の承認を経て総会審議に諮る。

2 区長候補選出順序

- A 自薦（立候補）による選出
- B 互選による選出
- C 評議員および評議員経験者の中より選出

3 選出順序に従って区長候補者の選出が困難な時には、以下の条件で選出する。

- A 区長はひばりヶ丘2丁目に居住する者の中から選出する。
- B ひばりヶ丘2丁目を次の4区域に分ける。

北地域	1・23番地、2・3番地、4番地、5番地
東地域	6番地、7番地、8番地、9・10番地
南地域	11番地、12番地、13・14番地、15・25番地、16番地
西地域	17番地、18・19番地、20番地、22番地、24番地

- C 平成20年度の区長は南地域から選出することとし、以後、西、北、東の順序で持ち回りにより選出することとする。
- D 区長候補対象者は該当地域の中で実情に応じて柔軟に選出する。
- E この選出方法で候補者が決まらない場合は、最終的に「抽選」で選出する。
- F 選出された区長候補者は区民の義務として相当の理由がなければ、これを拒めないものとする。
- G 区長の任期は1年とし、再任は1年までとする。

付則 この内規は平成22年3月20日から実施する。